

平成 26 年 4 月 1 日から

使用料等の利用料金が変わります

消費税法の改正により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（地方消費税率を含む）が現行の 5% から 8% に引き上げられます。これに伴い、市の使用料等の利用料金を改定します。

【問い合わせ先】各担当課（下表内記載）

区分	改定される使用料・手数料等	施設・設備等	問い合わせ先
総務	法定外道路、河川等の占用料	法定外公共物	管財課 ☎ 82-1129
	行政財産の使用料	行政財産	管財課 ☎ 82-1128
民生	会議室等の使用料	石丸総合館	石丸総合館 ☎ 72-0335
	会議室等の使用料	福祉センター	社会福祉課 ☎ 82-1174
衛生	診断書・証明書交付手数料	急患診療所	健康増進課 ☎ 71-1814
	墓地管理料	市営墓地	環境課 ☎ 82-1143
	廃棄物の処理手数料等	環境衛生センター	環境衛生センター ☎ 83-3651
商工 労働	会議室等の使用料	商工センター	商工労働観光課 ☎ 82-1150
	1区画当たりの月額使用料	商業起業家支援センター	
	会議室等の使用料	労働会館	
	教室等の使用料	雇用能力開発支援センター	
	会議室等の使用料	勤労青少年ホーム	
水産	係留施設使用料、野積場等の占用料	漁港	農林水産課 ☎ 82-1153
	漁港区域内水域等の占用料、土砂採取料	漁港区域	
	海岸保全区域内の占用料、土砂採取料	海岸保全区域	
土木	道路占用料	市道	土木課 ☎ 82-1161
	準用河川の流水占用料、土地占用料等	準用河川	
	港湾施設（野積場）の使用料	港湾施設	
	都市公園占用料、庭球場・体育館等の使用料	都市公園	
教育	屋内運動場等の使用料	市立学校施設	教育総務課 ☎ 82-1200
	会議室等の使用料	公民館	社会教育課 ☎ 82-1203
	集会室等の使用料	津布田会館	
	会議室等の使用料	中央図書館	中央図書館 ☎ 83-2870
	文化ホール・体育ホール等の使用料	市民館	市民館 ☎ 83-5700
	大ホール・研修室等の使用料	文化会館	文化会館 ☎ 71-1000
	研修室・宿泊室・浴室等の使用料	宿泊研修施設きらら交流館	社会教育課 ☎ 82-1203
	体育館・テニスコート等の使用料	青年の家	
	教室・附属施設等の使用料	きららガラス未来館	
	市民体育館・野球場・サッカー場等の使用料	体育施設	生涯スポーツ課 ☎ 81-3100
その他	地方卸売市場の使用料	地方卸売市場	農林水産課 ☎ 82-1152
	公共下水道の使用料等	—	下水道課 ☎ 82-1164
	農業集落排水施設の使用料	—	
	水道料金、加入金	—	水道局業務課 ☎ 83-4111
	工業用水道料金	—	
	特別室料、診断書等の手数料	市民病院	病院局総務課 ☎ 83-2355

※原則として平成 26 年 4 月 1 日以降に申請・許可を受けた使用分から適用されます。詳しくはお問い合わせください。